

ページ	誤	正	解説
テキスト 専門Ⅰ・Ⅱ 【土木】 6-2	1－3 点検結果の判定 道路附属物の点検結果は、「1－4 判定の標準（道路附属物）」を基本にして、判定する。 〔解説〕 道路附属物の点検結果については、点検対象・箇所・部位・変状の種類に分類した「1－4 判定の標準（道路附属物）」を基本に判定する。 標識や防護柵、ワイヤロープ（LD 種）以外の附属物の判定の標準では、本体構造物に直接的な影響を及ぼすことがないことから、緊急措置或いは速やかな措置が必要ではなく、附属物に起因した本体構造物へ影響する変状があった場合、本体構造物側で変状の程度を判定し、変状の原因（要因）も考慮して措置が行われることから附属物の本体構造物への影響を考慮した判定を行う必要はないと判断し、判定の標準に「AA」以上は設けていない。 また、第三者等被害に対する判定は、テキスト 概要・基本共通【土木】第3編第2章点検の基本 3-1「変状の個別判定」に基づき実施することになる。 道路附属物の判定についての注意点は以下のとおりである。 （1）標識 腐食や物理的な破損（亀裂・変形・破断等）により標識板が脱落している若しくはその恐れがある、または視認性不良により標識の機能を果し得ない場合（文字、図形等判読不能な場合）には、判定ランク AA としている。 そして、著しい腐食や物理的な破損（亀裂・変形・破断等）により断面欠損等がある場合及び視認性不良により機能の低下が認められる場合（文字、図形等の判読が困難な場合）は判定ランク A1、腐食や物理的な破損が著しくない場合は判定ランク A2、また、断面欠損がなく破損が軽微な場合や視認性の低下が軽微で判読が可能な場合は判定ランク B としている。 （2）路面標示 路面標示のうすれ、消え、われ、又は変色等の変状が連続的に生じている場合は判定ランク A1 とし、部分的に生じている場合は判定ランク B としている。 （3）車線分離標 車線分離標の変形・欠損・傾き等により、通行の障害となっている若しくは連続的な変形・傾き・破損等があり、本来の機能を果たしていない場合は判定ランク A1、連続的な変形・傾き・破損等があり、その機能が低下している場合は判定ランク A2 とし、また、通行車両の安全な走行に支障はないが、局所的な変形、傾き、破損等がある場合は判定ランク B としている。判定ランク B の「局所的」というのは、1～2 箇所程度の変状を示している。 （4）視線誘導標 視線誘導標の連続的な変形、傾き、破損、または汚れ等により視認性が確保できていない場合は判定ランク A1、局所的な変形、傾き、破損、または汚れ等がある場合は判定ランク B としている。なお、ここで判定ランク B の「局所的」というのは、1～2 箇所程度の変状を示してい 6 - 2	1－3 点検結果の判定 道路附属物の点検結果は、「1－4 判定の標準（道路附属物）」を基本にして、判定する。 〔解説〕 道路附属物の点検結果については、点検対象・箇所・部位・変状の種類に分類した「1－4 判定の標準（道路附属物）」を基本に判定する。 標識や防護柵、ワイヤロープ（LD 種）以外の附属物の判定の標準では、本体構造物に直接的な影響を及ぼすことがないことから、緊急措置或いは速やかな措置が必要ではなく、附属物に起因した本体構造物へ影響する変状があった場合、本体構造物側で変状の程度を判定し、変状の原因（要因）も考慮して措置が行われることから附属物の本体構造物への影響を考慮した判定を行う必要はないと判断し、判定の標準に「AA」以上は設けていない。 また、第三者等被害に対する判定は、テキスト 概要・基本共通【土木】第3編第2章点検の基本 3-1「変状の個別判定」に基づき実施することになる。 道路附属物の判定についての注意点は以下のとおりである。 （1）標識 腐食や物理的な破損（亀裂・変形・破断等）により標識板が脱落している若しくはその恐れがある、または視認性不良により標識の機能を果し得ない場合（文字、図形等判読不能な場合）には、判定ランク AA としている。 そして、著しい腐食や物理的な破損（亀裂・変形・破断等）により断面欠損等がある場合及び視認性不良により機能の低下が認められる場合（文字、図形等の判読が困難な場合）は判定ランク A1、腐食や物理的な破損が著しくない場合は判定ランク A2、また、断面欠損がなく破損が軽微な場合や視認性の低下が軽微で判読が可能な場合は判定ランク B としている。 （2）路面標示 路面標示のうすれ、消え、われ、又は変色等の変状が生じている場合は判定ランク A1 とし、局所的に生じている場合は判定ランク B としている。 （3）車線分離標 車線分離標の変形・欠損・傾き等により、通行の障害となっている若しくは変形・傾き・破損等があり、本来の機能を果たしていない場合は判定ランク A1、通行車両の安全な走行に支障はないが、局所的な変形、傾き、破損等がある場合は判定ランク B としている。判定ランク B の「局所的」というのは、1～2 箇所程度の変状を示している。 （4）視線誘導標 視線誘導標の変形、傾き、破損、または汚れ等により視認性が確保できていない場合は判定ランク A1、局所的な変形、傾き、破損、または汚れ等がある場合は判定ランク B としている。なお、ここで判定ランク B の「局所的」というのは、1～2 箇所程度の変状を示している。 6 - 2	1－3 （2）（3）（4） ・判定の標準における判定区分の見直し

テキスト
専門Ⅰ・Ⅱ
【土木】
6-9

ページ

表-1.6 判定の標準（ワイヤロープ（LD種）、車線分離標、路面標示、視線誘導標、距離標、その他）

対象 構造物	点検箇所	点検部位	変状の種類	判定区分		
				A A	A 1	A 2 B
交通管理施設	ワイヤロープ	ワイヤロープ	腐食	腐食による断面欠損が生じワイヤロープが破断している若しくはそのおそれがある。	著しい腐食による断面減少があるが、ワイヤロープが破断していない。	腐食があるが、ワイヤロープが破断していない。 軽微な腐食がある。
			亀裂・変形・欠損	亀裂・変形等があり、ワイヤロープが著しく破損している。	亀裂・変形等がある。 —	軽微な変形等がある。
		支柱基礎部 （アンカーを含む）	腐食	腐食による断面欠損が生じ支柱基礎部が破断している若しくはそのおそれがある。	著しい腐食による断面減少があるが、支柱基礎部が破断していない。	腐食があるが、支柱基礎部が破断していない。 軽微な腐食がある。
			亀裂・変形・欠損・傾き	亀裂・変形等があり、支柱基礎部が著しく破損している。若しくは変形・傾きにより、通行の障害となっている。	亀裂・変形等がある。 —	軽微な変形等がある。
	ポール・ナット （アンカー部を含む）	腐食	ポール・ナットが腐食により断面欠損が生じ、破断、脱着している若しくはそのおそれがある。	ポール・ナットが腐食により断面欠損が生じ、破断、脱着しているが、ワイヤロープが外れるおそれはない。	ポール・ナットが腐食により断面欠損が生じ、破断、脱着のおそれがあるが、ワイヤロープが外れるおそれはない。 支柱基礎部に軽微な亀裂・変形等がある。	
		破断、脱着、ゆるみ	ポール・ナットが破断、脱着している若しくはそのおそれがあり、ワイヤロープが外れるおそれがある。	ポール・ナットが破断、脱着しているが、ワイヤロープが外れるおそれはない。	ゆるんでいるがポール・ナットが脱着のおそれはない。	
		腐食・変形・脱着等	—	附属部材の機能が低下している。	附属部材に軽微な変状が見られる。	
	車線分離標 ※	ポール・緑石	変形・欠損・傾き等	—	変形・欠損・傾き等により、通行の障害となっている若しくは連続的な変形・傾き・破損等があり、機能が低下している。	局所的な変形・傾き、破損等がある。
			路面標示	—	連続的なうすれ、消え、われ、又は変色等がある。	局所的なうすれ、消え、われ、又は変色等がある。
	視線誘導標	—	視認性不良	—	連続的な変形・傾き、破損、又は汚れ等がある。	局所的な変形・傾き、破損、又は汚れ等がある。
				—	変形・傾き、破損、又は汚れ等により、判読ができない若しくは判読が困難である。	変形・傾き、破損、又は汚れ等があるが、軽微で判読に可能である。
	その他	—	—	その他	機能が著しく低下している。	軽微な変状が見られる。

※：車線分離標は通行車両に影響を及ぼす可能性があるため、留意すること。

表-1.6 判定の標準（ワイヤロープ（LD種）、車線分離標、路面標示、視線誘導標、距離標、その他）

対象 構造物	点検箇所	点検部位	変状の種類	判定区分		
				A A	A 1	A 2 B
交通管理施設	ワイヤロープ	ワイヤロープ	腐食	腐食による断面欠損が生じワイヤロープが破断している若しくはそのおそれがある。	著しい腐食による断面減少があるが、ワイヤロープが破断していない。	腐食があるが、ワイヤロープが破断していない。 軽微な腐食がある。
			亀裂・変形・欠損	亀裂・変形等があり、ワイヤロープが著しく破損している。	亀裂・変形等がある。 —	軽微な変形等がある。
		支柱基礎部 （アンカーを含む）	腐食	腐食による断面欠損が生じ支柱基礎部が破断している若しくはそのおそれがある。	著しい腐食による断面減少があるが、支柱基礎部が破断していない。	腐食があるが、支柱基礎部が破断していない。 軽微な腐食がある。
			亀裂・変形・欠損・傾き	亀裂・変形等があり、支柱基礎部が著しく破損している。若しくは変形・傾きにより、通行の障害となっている。	亀裂・変形等がある。 —	軽微な変形等がある。
	ポール・ナット （アンカー部を含む）	腐食	ポール・ナットが腐食により断面欠損が生じ、破断、脱着している若しくはそのおそれがあり、ワイヤロープが外れるおそれがある。	ポール・ナットが腐食により断面欠損が生じ、破断、脱着しているが、ワイヤロープが外れるおそれはない。	ポール・ナットが腐食により断面欠損が生じ、破断、脱着のおそれがあるが、ワイヤロープが外れるおそれはない。 ゆるんでいるがポール・ナットが脱着のおそれはない。	
		破断、脱着、ゆるみ	ポール・ナットが破断、脱着している若しくはそのおそれがあり、ワイヤロープが外れるおそれがある。	ポール・ナットが破断、脱着しているが、ワイヤロープが外れるおそれはない。	ゆるんでいるがポール・ナットが脱着のおそれはない。	
		腐食・変形・脱着等	—	附属部材の機能が低下している。	附属部材に軽微な変状が見られる。	
	車線分離標 ※	ポール・緑石	変形・欠損・傾き等	—	変形・欠損・傾き等により通行の障害となっている、若しくは変形・傾き・破損等がある。	局所的な変形・傾き、破損等がある。
			路面標示	—	うすれ、消え、われ、又は変色等がある。	局所的なうすれ、消え、われ、又は変色等がある。
	視線誘導標	—	視認性不良・変形・欠損等	—	変形、傾き、破損、又は汚れ等がある。	局所的な変形、傾き、破損、又は汚れ等がある。
				—	変形、傾き、破損、又は汚れ等により、判読ができない若しくは判読が困難である。	変形、傾き、破損、又は汚れ等があるが、軽微で判読は可能である。
	その他	—	—	その他	機能が著しく低下している。	軽微な変状が見られる。

※：車線分離標は通行車両に影響を及ぼす可能性があるため、留意すること。

表1－6
・判定の標準における
判定区分の見直し

解説